

報告第 2 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（網野町島津 R5.11.27）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月7日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町島津地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和5年11月27日、市立島津保育所駐車場内において、本市の島津保育所児童送迎業務を受託している事業者の職員が、児童の送迎終了後に添乗員降車のため駐車場内で後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し、損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 111,000円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人